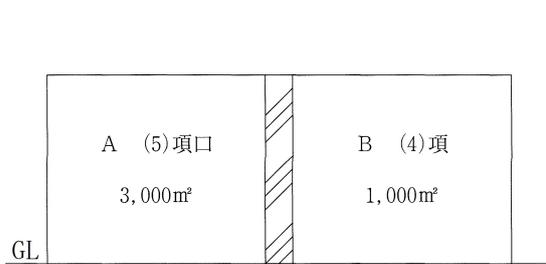


1-4 消防法施行令第8条の解説

1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第8条の規定については、次によるものとする。

(1) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途、面積に応じて消防用設備等を設置すること。

〔例〕 <全体としては(16)項イ 4, 000 m²>



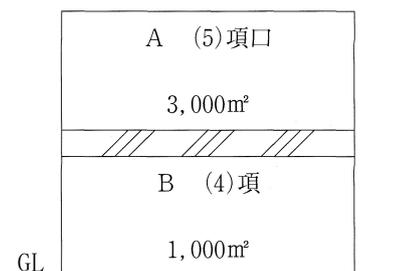
注)



開口部のない耐火構造の壁(以下同じ。)

※ A・Bのうち少なくとも壁を支持する一方が主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。(当該壁が自立する構造の場合を除く。以下同じ。)

〔例〕 <全体としては(16)項イ 4, 000 m²>



※ Bは主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。(以下同じ。)

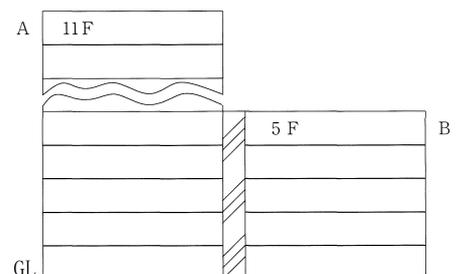
A→延べ面積3,000 m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→延べ面積1,000 m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

(2) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。

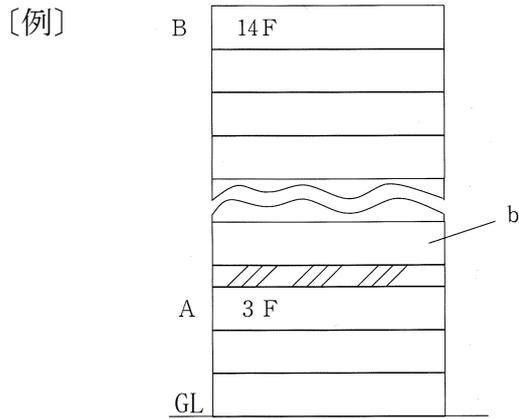
ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。

〔例〕



A→階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

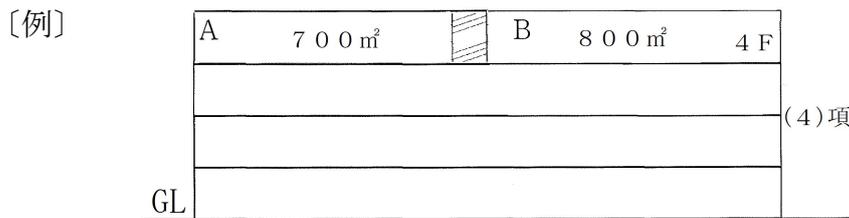
B→階数5の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。



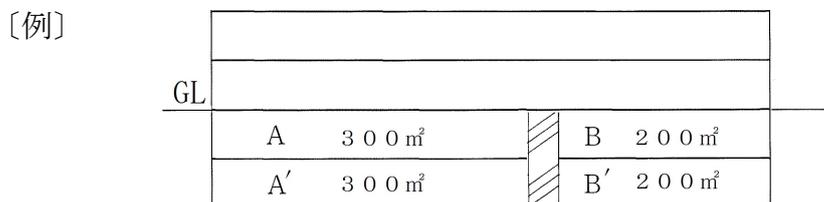
A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

- (3) 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に階単位の規制を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。



4階部分の床面積は1,000 m²以上であるが、A、Bは4階で開口部のない耐火構造の壁で1,000 m²未満に区画されているので、4階には令第12条第1項第11号ロを適用しない。



地階部分の床面積の合計は700 m²以上であるが、(A + A')、(B + B')は地階において開口部のない耐火構造の壁で700 m²未満に区画されているので、令第28条の2第1項を適用しない。

2 留意事項

- (1) 本条の規定は、令第3節すなわち消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準について適用されるものであり、防火管理、防災等に関しては適用されない。ただし、令第4節の適用については、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成9年3月31日付け9消導第71号）に適合するものに限り、別の防火対象物とみなされる部分ごとに、増築、改築等も別の防火対象物として取り扱う。
- (2) 本条により、令第3節において各部分が別の防火対象物とみなされても、消火活動上、外観から別の防火対象物と判別することは困難であることから、連結送水管については、全体に設置することが望ましい。